

「8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準」において飼料添加物ごとに定められている賦形物質等を、「3 飼料添加物一般の製造の方法の基準」に規定すること。

○ 経緯

飼料添加物の規格基準は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号、以下「飼安法」という。）第3条第1項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号、以下「省令」という。）により定められている。

飼料添加物を製造する際に、取扱いの向上又は希釈のために用いられる賦形物質及び希釈物質（以下「賦形物質等」という。）については、省令の別表第2の「8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準」（以下「各条」という。）において飼料添加物ごとに使用することができるものが規定されている。

今回の省令の改正は、各条に規定されている賦形物質等を、同別表2の「3 飼料添加物一般の製造の方法の基準」に規定し、それらの賦形物質等を液状の飼料添加物を除く飼料添加物一般の製造に使用することができることとするものである。賦形物質等は、飼料添加物の製造の際に、飼料添加物原体が飼料又は複合製剤（プレミックス）に均一に分散されるよう、粒度や比重等を考慮して加えられる。このため、今回の改正により、飼料添加物の製造時に用いることのできる賦形物質等の選択肢が広がり、現在は他の飼料添加物の賦形物質等として規定されている物質を用いて製剤の分散性をより向上させる等の改善を行うことが可能となる。

現在規定されている賦形物質等のうち、リグノスルホン酸カルシウム及びリグノスルホン酸ナトリウム以外の物質は飼料原料又はその成分であり、通常飼料として家畜に給餌されている物質を化学的操作なく物理的に混合したものであり、飼料としての使用実態及び人の健康に及ぼす影響が変わるものではない。

飼料の製造においては複数の飼料添加物を混合して使用することが一般的に行われており、複数の飼料添加物を混合した形で製造される複合製剤も流通しているが、これまで人の健康に及ぼす悪影響は確認されていない。今回の改正は、すでに飼料添加物の賦形物質等として用いられているものを一般的に飼料添加物製造時に用いることができるように法令上の措置をするものであるため、飼料中で様々な飼料添加物が混合して用いられ、したがって、各飼料添加物について各条に規定されている以外の賦形物質等が混合して用いられている実態と変わるものではない。また、飼料中の飼料添加物の割合は通常数%以下であるため、仮に、飼料に混合される複数の飼料添加物に同じ賦形物質等が用いられることにより特定の賦形物質等の割合が現状より高くなったとしても、飼料の安全上問題となる濃度にはならない。

なお、液状の飼料添加物については、賦形物質等の組み合わせによっては

製剤としての安定性などその成分規格を担保できないおそれがあることから、従来どおり、各条に規定されている賦形物質等のみ使用することができることとする。

また、一部の賦形物質等について、同一物質が異なる名称で表記されている例及び同類の物質が複数規定されている例があり、今回の改正に併せて名称を統一するとともに、同種の物質の代表例のみ規定されている例については、具体的な物質名により規定する。

＊詳細については別紙のとおり。

○ 今後の方針

食品安全委員会の回答を受けた上で、省令の改正に係る所要の手続を進めることとする。

成分規格等省令における賦形物質の規定について

1. 現行の規定

各飼料添加物の製造に用いることができる賦形物質及び希釈物質（以下「賦形物質等」という。）は、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号。以下「省令」という。）別表第 2 の 8 の各飼料添加物の成分規格においてそれぞれ定められている。

2. 規定改正の主旨

省令別表第 2 の 8 の各飼料添加物の成分規格において定められている賦形物質等を別表第 2 の 3 の飼料添加物一般の製造の方法の基準にリスト化して規定し、液状の飼料添加物を除く飼料添加物一般に使用できることとする。リスト化にあたっての整理方法は以下のとおり。

（１）同一物質が異なる名称で規定されているものについて名称を統一

例：とうもろこし穂軸粉末、コーンコブミール→コーンコブミール

（２）同類の賦形物質等が複数規定されているものについて、より広義の名称に統一

例：デンプン、トウモロコシデンプン、コムギデンプン→デンプン

（３）同類の賦形物質等が「〇〇等」として規定されているものについて具体的な名称により規定

例：乳糖等→乳糖、麦芽糖、白糖、ブドウ糖

液状の飼料添加物については、賦形物質等の組み合わせによっては製剤としての安定性などその成分規格を担保できないおそれがあることから、ただし書きにより、これまでどおり各条に規定されている賦形物質等のみ使用することができることとする。

3. 改正省令に規定する内容

飼料添加物一般の基準

飼料添加物一般の製造の方法の基準（別表第 2 の 3）

（５）

エ 賦形物質及び希釈物質（以下「賦形物質等」という）は、次に掲げる物を用い、その他の飼料添加物の製造に用いる物は、各条に規定されているものであること。ただし、液状の飼料添加物は、各条に規定されているもの以外は使用してはならない。

アラビアゴム、アルブミン、エチルセルロース、カオリン、カゼイン、活性グルテン、カラゲナン、カラメル、カルナウバろう、含水二酸化ケイ素、含水無晶形酸化ケイ素、肝臓粉末、寒天、キサンタンガム、キトサン、きな粉、グァーガム、グリセリン、グルコマンナン、グルテン、グルテンミール、ケイ酸、ケイ酸カルシウム、ケイ酸マグネシウム、軽質無水ケイ酸、軽質流動パラフィン、ケイソウ土、硬化油、高級飽和脂肪酸、小麦粉、小麦ミドリング、米ぬか、米ぬか油かす、コーングリッツ、

コーングルテンフィード、コーンコブミール、シイタケホダ木粉末、ジスチラーズグレイン、ジスチラーズグレインソリュブル、脂肪酸、脂肪酸カルシウム、食塩、植物性油脂、ステアリン酸カルシウム、ゼオライト、ゼラチン、セルロース、ソイビーンミルラン、ソルビトール、脱脂魚粉、脱脂粉乳、炭酸カルシウム、大豆油かす、大豆皮、大豆粉、タマリンド種子多糖類、タルク、炭酸ナトリウム、デキストラン、デキストリン、天然ケイ酸アルミニウム、デンプン、 α -デンプン、動物性油脂、トウモロコシ粉、トラカントガム、トルラ酵母、乳糖、濃縮大豆たん白、麦芽糖、白糖、バーミキュライト、パン酵母、ビール酵母、ファーセララン、ふすま、ブドウ糖、プルラン、ペクチン、変性食用デンプン、ベントナイト、ポテトパルプ、ホワイティフィッシュミール、D-マンニトール、無水ケイ酸、無水ケイ酸塩類、もみがら、もみがら粉末、リグノスルホン酸カルシウム、リグノスルホン酸ナトリウム、流動パラフィン、リン酸一水素カルシウム、リン酸三カルシウム、リン酸二水素カルシウム、レシチン、ローカストビーンガム

4. 改正省令に規定される賦形物質等のうち、評価依頼が2回目の物質に関する追加データリスト

【リグノスルホン酸カルシウム及びリグノスルホン酸ナトリウム】

- ・リグノスルホン酸カルシウム及びリグノスルホン酸ナトリウムの飼料添加物の賦形物質としての使用実態について